

2. 製品の分類と規格・資格・検査一覧表

作業目的等	製品名(推奨呼称)	運転資格	定期検査該当区分	検査者	検査済標章	検査リスト、標章の入手先(*1)	備考	
一般スクラップ(鉄筋・鉄骨等)の切断作業	スクラップカッタ仕様機(シャー仕様機) (P1)	車両系建設機械(掘削用)運転技能講習	特定自主検査	検査業者 事業内資格者	特定自主検査標章 (事業内検査用・検査業者検査用)	建荷協		
	大型シャー仕様機(シャー仕様機) (P2)	車両系建設機械(掘削用)運転技能講習	特定自主検査	検査業者 事業内資格者	特定自主検査標章 (事業内検査用・検査業者検査用)	建荷協		
廃自動車の分離・分解及び切断処理	自動車解体機(クランプ付解体機) (P3)	車両系建設機械(掘削用)に準じ、車両系建設機械(掘削用)運転技能講習	車両系建設機械に準じ、特定自主検査	検査業者 事業内資格者	特定自主検査標章 (事業内検査用・検査業者検査用)	建荷協		
	自動車解体機(開閉クランプ付解体機) (P4)	車両系建設機械(掘削用)に準じ、車両系建設機械(掘削用)運転技能講習	車両系建設機械に準じ、特定自主検査	検査業者 事業内資格者	特定自主検査標章 (事業内検査用・検査業者検査用)	建荷協		
スクラップ(薄板材・混廃)等の細断	自走式スクラップ処理機(シュレツダ・2軸せん断機) (P5)	車両系建設機械運転技能講習を推奨	定期自主検査(メカ指定の検査)	事業主(従業員)又はメカへの依頼も可	メカ指定の検査後、検査リストのみ保管(注記4)	建機工	検査リストは製造メカに問い合わせてください。(注記2)	
場内荷役・積込・積降し	移動式スクラップ作業機(アタッチメント2点支持)	スクラップ処理機(グラブ仕様機) (P6)	車両系建設機械(掘削用)運転技能講習	特定自主検査	検査業者 事業内資格者	特定自主検査標章 (事業内検査用・検査業者検査用)	建荷協	
		スクラップ処理機(フォーク仕様機) (P7)	車両系建設機械(掘削用)運転技能講習	特定自主検査	検査業者 事業内資格者	特定自主検査標章 (事業内検査用・検査業者検査用)	建荷協	
	移動式スクラップ作業機(アタッチメント1点支持)	マグネット仕様機(マグネット仕様機、フォーク付マグネット仕様機) (P8)	1t未満:特別教育 1~5t未満:小型移動式クレーン技能講習	移動式クレーン定期自主検査	事業主(検査業者へ依頼も可)	移動式クレーン定期自主検査済標章(注記3)	クレーン協会 建機工	吊上げ荷重は3t未満。他アタッチ兼用機は車両系建設機械も付加
		グラブ仕様機(吊下げ式グラブ仕様機) (P9)	1t未満:特別教育 1~5t未満:小型移動式クレーン技能講習	3t未満移動式クレーン定期自主検査	事業主(検査業者へ依頼も可) 性能検査は登録性能検査機関	移動式クレーン定期自主検査済標章(注記3)	クレーン協会 建機工	3t以上は製造許可、設置届け、落成検査など必要。
	マグネット仕様機(吊下げ式マグネット仕様機) (P10)	5t以上:移動式クレーン運転士免許	3t以上移動式クレーン定期自主検査及び性能検査(1回/2年)					
	固定式スクラップ作業機(アタッチメント2点支持)	固定式スクラップローダ(グラブ・フォークグラブ仕様) (P11)	該当無し	定期自主検査(メカ指定の検査)	事業主(従業員)又はメカへの依頼も可	メカ指定の検査後、検査リストのみ保管(注記4)	建機工	検査リストは製造メカに問い合わせてください。(注記2)
		固定式スクラップローダ(マグネット仕様) (P11)	5t未満:クレーンの運転の業務特別教育	3以上移動式クレーン定期自主検査及び性能検査(1回/2年)	事業主(検査業者へ依頼も可)	クレーン定期自主検査済標章(注記3)	クレーン協会	
	固定式スクラップ作業機(アタッチメント1点支持)	固定式スクラップローダ(グラブ仕様機) (P12)	5t未満:クレーンの運転の業務特別教育	3t未満はクレーン定期自主検査。 3t以上クレーン定期自主検査及び性能検査(1回/2年)	事業主(検査業者へ依頼も可) 性能検査は登録性能検査機関	クレーン定期自主検査済標章(注記3)	クレーン協会	事業主は3t未満は設置報告書を管轄労働基準監督署、3t以上は設置届を管轄労働基準監督署へ提出し落成検査が必要
		バランス型スクラップローダ(グラブ仕様機) (P13)	5t以上:クレーン運転士免許					
	クレーン作業及びクレーン式スクラップ積込機	クローラクレーン (P14)	1t未満:特別教育 1~5t未満:小型移動式クレーン技能講習	3t未満移動式クレーン定期自主検査 3t以上移動式クレーン定期自主検査及び性能検査(1回/2年)	事業主(検査業者へ依頼も可) 性能検査は登録性能検査機関	移動式クレーン定期自主検査済標章(注記3)	クレーン協会 建機工	事業主は3t未満は設置報告書を管轄労働基準監督署、3t以上は設置届を管轄労働基準監督署へ提出し落成検査が必要
マグネット仕様型クレーン(クローラ式・ホイール式) (P15)		5t以上:移動式クレーン運転士免許						
クレーン機能付き油圧ショベル(3t未満) (P16)		小型移動式クレーン技能講習及び車両系建設機械(掘削用)運転技能講習	特定自主検査及び移動式クレーン定期自主検査	事業主(検査業者へ依頼も可)	特定自主検査標章 移動式クレーン定期自主検査済標章(注記3)	建荷協 クレーン協会 建機工		
トラック・ギロチン等への積込み	ショベルローダー (P17)	ショベルローダー等運転技能講習	定期自主検査	検査業者 事業内資格者	定期自主検査済標章 (事業内検査用・検査業者検査用)	建荷協		
	ホイールローダー (P18)	車両系建設機械(整地運搬積込用)技能講習	特定自主検査	検査業者 事業内資格者	特定自主検査済標章 (事業内検査用・検査業者検査用)	建荷協	公道走行時は小型特殊又は大型特殊免許が必要。公道走行車は車検が必要	
	フォークリフト (P19)	1t未満:運転特別教育 1t以上:運転技能講習	特定自主検査	検査業者 事業内資格者	特定自主検査済標章 (事業内検査用・検査業者検査用)	建荷協		

注記1: 定期自主検査、特定自主検査の検査記録は3年間の保存することが義務付けされています。

注記2: 主要機械別の検査リストは、(社)建設荷役車両安全技術協会及び支部、又は、建設機械工業会(マグネット仕様機)を通じて購入できますが、不明の場合はメカ代理店に相談ください

注記3: クレーン及び移動式クレーンの定期検査標章(ステッカ)貼り付けは任意ですが、検査済と次回検査を表示するステッカですから貼り付けをお勧めします。

標章(ステッカ)は日本クレーン協会が行なう講習会で定期自主検査資格をとった者が要求すれば標章の入手ができます。尚、標章入手等不明のな点はメカ代理店に相談ください。

注記4: 検査済標章(ステッカ)貼り付けは任意ですが、貼り付けを希望される場合は、建機工へ問合せ「定期自主検査済標章(ステッカ)」を購入し、外部から分かりやすいところへ貼り付けてください。

(\*1)

建荷協:(社)建設荷役車両安全技術協会

建機工:(社)日本建設機械工業会

クレーン協会:(社)日本クレーン協会